

# 横浜市成長産業立地促進助成制度のご案内

～ 横浜へ進出する企業等に助成金を交付します！ ～

※今年の申請受付は、2015年12月28日までです。

## ① 制度概要（※各区分の詳しい説明はP.2をご確認ください。）

### ● 市外企業等が、市内に初進出（新規設立を含む。）する場合（市内初進出）

対象産業	面積要件／人数要件	進出機能	助成内容	適用区分
<b>成長産業</b> ◆環境・エネルギー ◆健康・医療 ◆観光・MICE ※対象産業は、P.4をご参照ください。	対象部分の床面積 1,000㎡以上 または 従業者数 60人以上	本社機能 （本社、研究開発機能等） （※）	上限 <b>2,000</b> 万円 （賃借料 12 か月相当分）	区分①
	対象部分の床面積 300㎡以上 または 従業者数 30人以上	本社機能 （本社、研究開発機能等） （※）	上限 <b>1,000</b> 万円 （賃借料 6 か月相当分）	区分②
	対象部分の床面積 50㎡以上 または 従業者数 3人以上	事業所等 （本社、研究開発機能、事業所）	上限 <b>300</b> 万円 （賃借料 3 か月相当分）	区分③
<b>成長産業を支える重点分野</b> ※対象産業は、P.4をご参照ください。	対象部分の床面積 300㎡以上 または 従業者数 30人以上	本社機能 （本社、研究開発機能等） （※）	上限 <b>300</b> 万円 （賃借料 6 か月相当分）	区分④
	対象部分の床面積 100㎡以上 または 従業者数 5人以上	事業所等 （本社、研究開発機能、事業所）	上限 <b>150</b> 万円 （賃借料 3 か月相当分）	区分⑤

※面積要件又は人数要件を満たしても、進出機能が本社機能でなければ、成長産業では区分③、成長産業を支える重点分野では区分⑤とします。

### ● 市内に事業所等を持つ企業等が、本社機能を市外から市内に移転する場合（拡張移転特例）

対象産業	面積要件／人数要件	進出機能	助成内容	適用区分
<b>成長産業</b> ◆環境・エネルギー ◆健康・医療 ◆観光・MICE 成長産業を支える重点分野	【面積要件】移転後の対象部分の床面積が、移転前より300㎡以上増加かつ2倍以上になる 又は 【人数要件】移転後の従業者数が、移転前より30人以上増加かつ2倍以上になる	本社機能 （本社、研究開発機能等）	上限 <b>1,000</b> 万円 （賃借料 6 か月相当分）	区分⑥
			上限 <b>300</b> 万円 （賃借料 6 か月相当分）	区分⑦

<担当・お問合せ先> 横浜市 経済局 誘致推進課  
 〒231-0017 横浜市中区港町 1-1  
 TEL045-671-2594 FAX045-664-4867 E-Mail : ke-yuchi@city.yokohama.jp  
<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/yuchi/support/sokusikin.html>

## ② 助成要件・助成内容等（※P.1の区分によって、助成要件・助成内容が異なります。）

### ● 市外企業<sup>(注1)</sup>等が、事業所等<sup>(注2)</sup>を市内に初進出（新規設立を含む）する場合（市内初進出）

#### 区分① <助成額> 上限 2,000万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 12か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業」<sup>(注3)</sup>が主たる業務であること。

【面積・人数】進出先において対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が1,000㎡以上又は従業者数<sup>(注6)</sup>が60人以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が本社機能<sup>(注7)</sup>であること。

#### 区分② <助成額> 上限 1,000万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 6か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業」<sup>(注3)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】進出先において対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が300㎡以上又は従業者数<sup>(注6)</sup>が30人以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が本社機能<sup>(注7)</sup>であること。

#### 区分③ <助成額> 上限 300万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 3か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業」<sup>(注3)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】進出先において対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が50㎡以上又は従業者数<sup>(注6)</sup>が3人以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が事業所等<sup>(注2)</sup>であること。

#### 区分④ <助成額> 上限 300万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 6か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業を支える重点分野」<sup>(注4)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】進出先において対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が300㎡以上又は従業者数<sup>(注6)</sup>が30人以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が本社機能<sup>(注7)</sup>であること。

#### 区分⑤ <助成額> 上限 150万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 3か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業を支える重点分野」<sup>(注4)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】進出先において対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が100㎡以上又は従業者数<sup>(注6)</sup>が5人以上の規模であること。

【進出機能】設置する機能が事業所等<sup>(注2)</sup>であること。

### ● 市内に事業所等<sup>(注2)</sup>を持つ企業等が、本社機能<sup>(注5)</sup>を市外から市内に移転する場合（拡張移転特例）

#### 区分⑥ <助成額> 上限 1,000万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 6か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業」<sup>(注3)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】以下の面積要件又は人数要件を満たすこと。

（面積要件）移転後の対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が、移転前より300㎡以上増加かつ2倍以上になる。

（人数要件）移転後の従業者数<sup>(注6)</sup>が、移転前より30人以上増加かつ2倍以上になる。

【進出機能】設置する機能が本社機能<sup>(注7)</sup>であること。

#### 区分⑦ <助成額> 上限 300万円（賃借料<sup>(注8)</sup> 3か月相当分）

【対象産業】横浜市が定める「成長産業を支える重点分野」<sup>(注4)</sup>が主たる業務であること。詳しくは、P.4をご覧ください。

【面積・人数】以下の面積要件又は人数要件を満たすこと。

（面積要件）移転後の対象部分<sup>(注5)</sup>の床面積が、移転前より300㎡以上増加かつ2倍以上になる。

（人数要件）移転後の従業者数<sup>(注6)</sup>が、移転前より30人以上増加かつ2倍以上になる。

【進出機能】設置する機能が本社機能<sup>(注7)</sup>であること。

**(注1) 市外企業：**株式会社、合資会社、合名会社、有限会社、合同会社又は外国企業の日本支店（駐在員事務所は含みません。）で、市内に本社、支店、営業所その他これらに類するものを持たないものをいいます。なお、観光・MICE 関連産業では、社団法人等も助成対象となります。

**(注2) 事業所等：**事務所、研究所その他これらに類するもので、その事業の用に供するものをいいます。（工場、倉庫、店舗は含みません。）

**(注3) 成長産業（環境・エネルギー、健康・医療、観光・MICE）：**詳しくは P.4 対象産業一覧をご参照ください。

**(注4) 成長産業を支える重点分野：**詳しくは P.4 対象産業一覧をご参照ください。

**(注5) 対象部分：**事業所等のうち、倉庫等の物品等の保管の用に供する部分、展示スペース・ショールーム部分、物品販売・サービス提供を目的とした店舗、飲食施設等の部分を除いた部分をいいます。

**(注6) 従業者：**雇用保険の適用対象となる労働者をいいます。

**(注7) 本社機能：**総務・人事、経理・財務、企画・調整、広報、国際関連、営業統括、研究開発、情報システム及びその他の統括を行う部門（もっぱら神奈川県内の地域を統括する支店・営業所等を除く。）をいいます。

**(注8) 賃借料：**対象部分にかかる賃料、共益費、消費税の合計額をいいます。敷金、礼金等は含みません。

### ③ 事業計画概要書の提出（賃貸借契約締結前）

これを提出していない場合は、助成金の申請はできませんので、ご注意ください。

【第1号様式提出後】

※賃貸借契約を締結されましたら、担当へご連絡ください。

※拡張移転特例の申請の場合：移転前に、あらかじめ管轄のハローワークから「適用事業所台帳ヘッダー1」を取得下さい。申請時に従業者数の確認のため必要な書類となります。

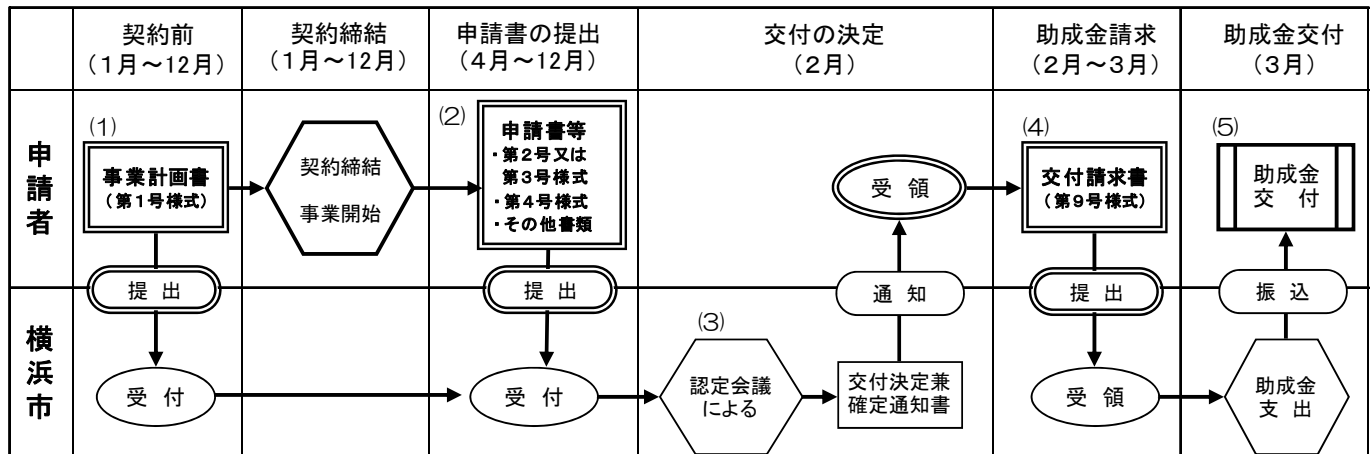
### ④ 手続きの流れ、スケジュール等

助成金交付までの手続き及びスケジュールは、概ね次のとおりです。

- (1) 「事業計画概要書（第1号様式）」の提出 : 1月～12月（賃貸借契約締結前）
- (2) 助成金の交付申請 : 4月～12月（賃貸借契約締結後）
- (3) 認定会議での認定、交付決定・交付額確定通知 : 翌年2月
- (4) 「交付請求書（第9号様式）」の提出 : 2月～3月（助成金の交付請求）
- (5) 助成金の交付 : 3月末（指定口座へ振込）

※ 認定会議では、「事業計画概要書（第1号様式）」を提出後、1月～12月の間に建物の賃貸借契約を締結し、かつ、助成金の交付申請を行った企業等を対象に、資格要件等について認定します。

#### <手続きの流れ>



### ⑤ 注意事項（助成金交付後の義務等）

- (1) 区分①・②・⑥の場合は進出後4年間、区分③・④・⑤・⑦及びの場合は進出後2年間の間は、進出した事業所等で事業を継続していただく必要があります。
  - (2) (1)の継続義務期間中は、賃貸借契約締結日の属する月に、直近1年間の状況を、「横浜市成長産業立地促進助成 状況報告書（第10号様式）」「横浜市成長産業立地促進助成 役員等氏名一覧表（第5号様式）」により報告していただきます。ただし、賃貸借契約締結日が1月から3月までの場合は、進出1年後の報告は4月末とします。
- ※ これらに違反した場合、交付決定を取り消し、助成金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。なお、返還にあたっては、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額につき年10.95%の加算金が加算されます。

- この制度は、本市の他の企業誘致助成制度との重複適用はありません。
- 直近の財務状況が2期連続で債務超過の場合は、助成対象にはならない場合があります。
- 申請額の合計が予算を上回った場合、助成金は予算の範囲内で按分、減額して交付します。

## ⑥ 成長産業立地促進助成の対象産業一覧

### ●成長産業

区分		具体的な事業例		
環境・エネルギー 関連産業		新エネルギー技術開発事業	太陽光・太陽熱発電システム製造・設置事業	風力発電事業
		リチウムイオン電池・次世代蓄電池・関連部材の開発・製造事業	燃料電池製造事業	次世代自動車・部分品・付属品製造事業
		環境適応型航空機・部分品・付属品製造事業	エネルギー有効利用製造設備事業	エネルギー有効利用付加設備事業
		環境対応型生産システム関連事業	LED・有機EL等次世代照明機器の開発製造事業	スマートグリッド対応機器・システム事業
		レアメタル・レアアース等の代替材料などの開発・製造事業	環境・エネルギー分野に関連する部材・素材又は製品に係る技術の開発又は製造を行う事業	
健康・医療 関連産業		医薬品製造業	医薬品原料の研究・開発・製造を行う事業	化成品原料の研究・開発・製造を行う事業
		種苗の研究・開発・製造を行う事業	農薬・肥料の研究・開発・製造を行う事業	動物用医薬品の研究・開発・製造事業
		医療用装置・器機の開発・製造事業	医療・介護ロボット研究・開発・応用製造事業	ファインセラミックス等無機材料研究・開発・応用・製造事業
		食品(機能性食品など)の研究・開発・製造を行う事業	食品加工用素材(オリゴ糖など)の研究・開発・製造を行う事業	バイオセンサーの研究・開発・製造事業
		解析・分析装置(アミノ酸組成分析装置、糖鎖自動標識機など)の研究・開発・製造事業	DNA解析サービス事業	遺伝子検査受託業務事業
		バイオ技術支援サービス事業	医療・健康分野に関連する部材・素材等の開発又は製造に係る装置の開発又は製造を行う事業	
観光・MICE 関連産業	会議運営事業者(PCO)	コンベンションに係る調査、企画、設計、展示、構成、製作、施工管理を一貫して請け負い、内装、外装、展示装置、機械設備(音響、映像等)などを総合的に構成演出する事業及びこれに準ずる事業		
	MICE関連法人	<p>学会や協会の事務局等で、以下の(1)又は(2)の基準での会議開催実績がある若しくは今後実績が見込まれる法人</p> <p>(1) 国際機関・国際団体(UIAに登録されている機関・団体)の本部が主催又は後援した会議で以下を満たすもの                      (ア)参加者数50人以上                      (イ)参加国数は開催国を含む3か国以上                      (ウ)開催期間は1日以上</p> <p>(2) 国内団体又は国際団体支部等が主催した会議で以下を満たすもの                      (ア)参加者数300人以上(うち40%以上が主催国以外の参加者)                      (イ)参加国数は、開催国を含む5か国以上                      (ウ)開催期間は、3日以上</p>		

### ●成長産業を支える重点分野

具体的な事業例		
電線・ケーブル製造業	半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	真空装置・真空機器製造業
事務用機械器具製造業	サービス用・娯楽用機械器具製造業	計量器・測定器・分析機器製造業
光学機械器具・レンズ製造業	電子デバイス製造業	電子部品製造業
記録メディア製造業	電子回路製造業	ユニット部品製造業
その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子応用装置製造業	電気計測器製造業
その他の電気機械器具製造業	通信機械器具・同関連機械器具製造業	映像・音響機械器具製造業
電子計算機・同附属装置製造業	情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)	受託開発ソフトウェア業
組込みソフトウェア業	パッケージソフトウェア業	ゲームソフトウェア業
マイクロマシン研究・開発・応用・製造事業	レーザー装置製造業	レーザー計測・加工関連事業
ロボット製造業	非産業用ロボット研究・開発・応用・製造事業	自動車・部分品・付随品製造業
航空機・部分品・付随品製造業	宇宙関連機器製造業	鉄道車両・部分品・付随品製造業
船舶・海洋開発機器開発事業	プラントエンジニアリング業	新素材研究・開発・応用・製造事業

平成 27 年 4 月施行